

パブリックコメントの実施結果

意見募集：令和8年4月8日～5月7日（意見等7件：個人3者、団体1者）

No.	ご意見の要旨	ご意見に対する県の考え方
1	<p>計画の基本的な考え方3(1)道路交通安全についての目標</p> <p>交通事故死者数について目標を13人以下とされているが、国は1948年統計開始以来最も少なかった昨年の死者数2547人を下回る人数を目標としており、これを踏まえれば島根県も令和6年交通事故死者数で統計開始以来最少記録9人を一度経験しているの、9人以下を目標とすべきではないか。</p>	<p>交通事故防止の最終的な目標は「交通事故ゼロ」の達成ですが、一足飛びに達成できるものではなく、段階的に目標達成に向け努力していく必要があります。</p> <p>R6の交通事故死者数は9人ですが直近5年間平均実績は15人となり、着実に計画を進めていくために、複数年の変動を考慮し、第11次計画の目標15人以下より少ない目標を設定して取り組んでまいります。</p> <p>目標13人以下については、島根県の最上位計画である「島根創生計画」の目標値設定の考え方と整合させています。</p>
2	<p>計画の基本的な考え方1(4)ウ交通環境に係る安全対策</p> <p>車道の横断歩道の白線等が見えにくくなっており、特に夕方から夜間にかけての学生の通学路では危険があると思うので、通学路を優先して横断歩道の白線等の塗り直しをしてほしい。</p>	<p>劣化の度合いを判断し、補修の優先度を決めると同時に、通学路や当該地域の交通実態などを勘案して補修箇所を選定した上で、速やかな補修に努めています。</p>
3	<p>第3章第2節Ⅱ踏切道における交通安全対策</p> <p>乃木駅周辺の踏切、特に「浜乃木開拓踏切」は幅が狭く、朝の通勤時間帯は、車と歩行者・自転車が接触し人身事故が発生しかねない（発生しやすい）状態にあると考えている。</p> <p>車道・歩道幅を広げ、歩行者・自転車が安全に通行できるよう改良してほしい。</p>	<p>当該踏切は松江市管理道路にある踏切であるため、ご意見については道路管理者である松江市に伝えました。</p>
4	<p>第1章第2節I(5)外国人の交通安全対策の推進</p> <p>○翻訳ガイドブックについて</p> <p>外国人向けの交通安全対策として掲げられている「多言語ガイドブック配布」は、翻訳アプリやレンズ機能が普及した現代では実効性が薄いのではないか。</p> <p>地域性が多様な当県においては一元的な啓発活動ではなく、柔軟で持続性のあるサポート体制を構築することが必要ではないか。</p>	<p>多言語によるガイドブックやウェブサイト等を活用し、関係機関と連携の上、外国人への交通ルールの周知を図ってまいります。</p>

<p>5</p>	<p>第1章第1節 I 道路交通事故の現状、第2節 II 道路交通安全対策</p> <p>○重大事故の精査と対策</p> <p>(骨子) 島根県は全国屈指の事故発生件数の少なさを誇る一方、一つの事故が即重大事故につながる恐れがあり、まずは、「事故を起こさせない」、起きてしまった場合の重症化を抑えるための提言。</p> <p>交通事故件数が少なく重傷事故の割合が多い島根県のようなケースでは、交通事故件数の少なさから、より詳細な検証の拡充を求めたい。</p> <p>対面交通区間における物理的分離の強化等、運転手の精神的負担を軽減することも良好な交通状況を維持することにつながるため、重大事故防止施策の早期拡充を希望する。</p> <p>事故発生を抑止に加え、発生後の搬送体制や初動対応の迅速化を含めた「死なせないための体制整備が不可欠」で、交通安全計画の枠内にとどまらず、医療や消防との連携を前提とした横断的な取組を願う。</p>	<p>引き続き、交通事故抑止、交通安全対策に役立つ交通事故分析を行います。</p> <p>対面交通区間における物理的分離の強化等は、引き続き実施してまいります。一部トンネル部や長大橋梁部については、設置が本格構造にも影響することから、構造について性能の検証を実施しています。</p> <p>「第1章第2節 II 6(1)救助・救急体制の整備」に記載のとおり、関係機関と連携して取り組みます。</p>
<p>6</p>	<p>第1章第2節 I (4)自転車の安全確保のための法令遵守と通行環境の整備</p> <p>○自転車青切符と道路整備</p> <p>(骨子) 道路整備が不十分な箇所が多く見受けられる県内の実態から、地元住民の生活動線としての道を今一度考えていただきたい。</p> <p>ルール遵守のみで自転車の安全を担保することには限界がある。物理的な分離や路肩整備などインフラ整備と一体で議論されるべき。</p>	<p>自転車の安全利用に関しては、引き続き、関係機関が連携して交通指導、通行空間の整備、安全教育を同時に進める必要がありますので、その視点で取り組みます。</p> <p>なお、安全で快適な自転車利用環境の整備については、歩行者、自転車及び自動車が適切に分離された自転車通行空間の計画的な整備等を推進することとしています。</p>
<p>7</p>	<p>第1章第2節 II 道路環境の整備</p> <p>(骨子) 島根県内で暮らす人々の生活に基づく移動困難な実態を十分に反映しているとはいいがたい。</p> <p>交通安全施策を効果的に機能させるためには、基盤となる生活交通の維持・確保が前提となる。個別施策としての交通安全にとどまらず、生活交通を含めた横断的な視点からの再検討を期待する。</p>	<p>「第1章第2節 21 (5) 高齢者等の移動手段の確保・充実」(地域交通の視点)なども含めた視点で取り組みます。</p>